

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業に係る事業
計画書の提出について (依頼)

平素は、本府の医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本府におきましては、高齢者等の救急搬送の増加や疾病構造の変化に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、今年度も別添実施要領に基づき、上記事業を実施します。

つきましては、事業の趣旨に鑑み、積極的に御活用いただくようお願いするとともに、本事業の実施を希望される医療機関におかれましては、下記のとおり関係書類(計画書等)を御提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 計画書の提出期日 令和 5 年 7 月 2 4 日 (月) ※必着
- 2 提出方法および書類 以下のとおり、メール提出 (押印不要)

【宛先】 京都府健康福祉部医療課 地域医療係 井谷 (a-itani89@pref.kyoto.lg.jp)
【件名】 (病院名) 高齢化社会補助金の計画書提出
【書類】 計画書 (※京都健康医療よろずネットのお知らせ欄に掲載中) (1) 掲載日 令和 5 年 6 月 2 3 日 (金) (2) タイトル 「高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金の計画書の提出について」

3 その他

- (1) 詳細は、別添実施要領を参照ください。
- (2) 補助金交付申請予定額に記載された額以上の補助金は交付申請できませんので注意願います。

担	医療課地域医療係 井谷 TEL : 075-414-4745
当	MAIL : a-itani89@pref.kyoto.lg.jp

高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、高齢者等の救急搬送の増加や疾病構造の変化に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、救急医療に従事する医師や医療従事者の資格取得等に要する経費に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、救急告示病院（国公立病院（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者が運営する病院を含む）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く）及び在宅療養あんしん病院（国公立病院（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者が運営する病院を含む）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く）が、勤務する医師及び医療従事者の救急関連学会等の資格取得等のために支出する経費であって、次に掲げるものを交付の対象とする。

なお、在宅療養あんしん病院のみ、(1)エ及び(2)エの経費も対象とする。

(1) 医師

- ア 救急専門資格の前提となる研修等への参加に要する経費
- イ 救急関連の学会等への参加に要する経費
- ウ 救急専門医資格の受験に要する経費
- エ 在宅療養中の高齢者が在宅療養が困難となった場合に病院での受入を行い、的確に処置するために必要となる研修等の受講に要する経費

(2) 医療従事者

- ア 認定看護師教育課程（救急関連分野）の受講に要する経費
- イ 看護師特定行為研修の受講に要する経費
- ウ 救急専門資格の前提となる講習の受講に要する経費
- エ 在宅療養中の高齢者が在宅療養が困難となった場合に病院での受入を行い、的確に処置するために必要となる研修等の受講に要する経費

(書類の部数)

第3条 要綱の規定により事業者が知事に提出する書類の部数は、正副各1通とする。

(事業の着手)

第4条 補助事業者は、知事による補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ別紙様式により届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

別表

基準額	上限	補助率	対象経費
<p>医師については、1病院 当たり400千円/人×人数 (ただし、5名を限度と する)</p>	<p>1, 500千円</p>	<p>1/3</p>	<p>1 旅費・宿泊料 2 受講料等(受験料含む)・研修費</p>
<p>看護師については、1病 院当たり700千円/人×人 数(ただし、5名を限度 とする)</p>			
<p>医療従事者については、 1病院当たり400千円/人 ×人数(ただし、5名を 限度とする。)</p>			